

米子市道に設ける道路標識の寸法を定める条例

平成 25 年 3 月 28 日条例第 19 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、道路法（昭和 27 年法律第 180 号。以下「法」という。）第 45 条第 3 項の規定に基づき、米子市が管理する市道（以下「市道」という。）に設ける案内標識及び警戒標識並びにこれらに附置される補助標識（これらの道路標識の柱の部分を除く。以下同じ。）の寸法を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例における用語の意義は、法又は道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和 35 年総理府、建設省令第 3 号。以下「標識令」という。）その他の法に基づく命令に規定するところによる。

(標識の寸法)

第 3 条 市道に設ける案内標識及び警戒標識並びにこれらに附置される補助標識（以下「標識」と総称する。）につき、その寸法が標識令別表第 2 に図示されているものについては、当該標識の寸法は、同表に図示されている寸法を基準とするものとする。

- 2 市道に設ける案内標識で、地名が表示されているものについては、当該地名を表示する文字の字数の多少により、標識令別表第 2 に図示されている当該案内標識の横寸法を拡大し、又は縮小することができるものとする。
- 3 市道に設ける案内標識の寸法は、標識令別表第 2 に図示されている案内標識の寸法の 3 倍まで拡大することができる。
- 4 市道に設ける警戒標識の寸法は、その設計速度が 1 時間につき 60 キロメートルの市道に設けるものにあつては、標識令別表第 2 に図示されている当該警戒標識の寸法の 2 倍まで拡大することができるものとする。
- 5 市道に設ける「駐車場」を表示する案内標識に便所を表す記号を表示する場合にあつては、当該案内標識の横寸法は、標識令別表第 2 に図示される当該案内標識の横寸法の 2.5 倍まで拡大することができるものとする。
- 6 市道に設ける「駐車場」、「総重量限度緩和指定道路」、「高さ限度緩和指定道路」及び「まわり道」を表示する案内標識並びに警戒標識の寸法は、市道の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあつては、標識令別表第 2 に図示されるこれらの案内標識及び警戒標識の寸法（前項の規定により案内標識の横寸法を拡大する場合にあつては、当該拡大後の寸法）の 1.3 倍、1.6 倍又は 2 倍に、それぞれ拡大することができるものとする。

- 7 市道に設ける「道路の通称名」を表示する案内標識の寸法は、市道の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあつては、標識令別表第2に図示される当該案内標識の寸法の1.5倍又は2倍に拡大することができるものとする。
- 8 市道に設ける「道路の通称名」を表示する案内標識の寸法は、当該案内標識に表示する文字の字数により、標識令別表第2に図示される当該案内標識の寸法を拡大することができるものとする。
- 9 補助標識の寸法は、その附置される案内標識又は警戒標識の拡大率又は縮小率と同一の比率で拡大し、又は縮小することができるものとする。

標識の文字等の大きさ等

第4条 市道に設ける標識につき、その文字及び記号の大きさが標識令別表第2に図示されているものについては、当該標識の文字及び記号の大きさは、同表に図示されている寸法を基準とするものとする。

- 2 市道に設ける案内標識（「方面、方向及び道路の通称名の予告」、「方面、方向及び道路の通称名」、「著名地点」、「駐車場」、「総重量限度緩和指定道路」、「高さ限度緩和指定道路」、「道路の通称名」及び「まわり道」を表示するものを除く。）の文字の大きさは、30センチメートル（ローマ字にあつては、15センチメートル）を基準とするものとする。ただし、当該市道に係る次の表の左欄に掲げる設計速度の区分に応じ、同表の右欄に掲げる文字の大きさを基準とすることができるものとする。

設計速度 (1時間につきキロメートル)	文字の大きさ (センチメートル)
40、50 又は 60	20
30 以下	10

- 3 前項に規定する文字の大きさは、必要がある場合にあつては、これを1.5倍、2倍、2.5倍又は3倍に、それぞれ拡大することができるものとする。
- 4 市道に設ける「方面、方向及び道路の通称名の予告」及び「方面、方向及び道路の通称名」を表示する案内標識については、矢印外の文字の大きさは前2項の規定によるものとし、矢印中の文字の大きさは矢印外の文字の大きさの0.6倍の大きさとするものとする。
- 5 市道に設ける「著名地点」を表示する案内標識の文字の大きさは、10センチメートルを標準とするものとする。
- 6 市道に設ける「市」並びに「方面及び方向の予告」、「方面及び方向」、「方面、方向及び道路の通称名の予告」、「方面、方向及び道路の通称名」及び「著名地点」を表示する案内標識に、それぞれ市章及び公共施設等の形状等を表す記号を表示する場合における当該記号の大きさは、日本字の大きさの1.7倍以下の大きさとするものとする。

- 7 市道に設ける「方面及び方向」を表示する案内標識に路線を表す記号を表示する場合における当該記号の大きさは、経由路線を表す記号については日本字の大きさの1.6倍以下、方面としての路線を表す記号については日本字の大きさの0.9倍以下の大きさとするものとする。
- 8 市道に設ける「駐車場」を表示する案内標識に便所を表す記号を表示する場合における当該記号の大きさは、駐車場を表示する記号の0.7倍以下の大きさとするものとする。
- 9 縁及び縁線並びに区分線（案内標識に限る。）の太さは、次の各号に掲げる標識の区分に応じ、当該各号に定める寸法を基準とするものとする。

(1) 案内標識

ア 縁 「駐車場」及び「まわり道」を表示するものについては9ミリメートル、「総重量限度緩和指定道路」及び「高さ限度緩和指定道路」を表示するものについては16ミリメートル、「道路の通称名」を表示するものについては8ミリメートル、その他のものについては日本字の大きさの20分の1以上の太さとする。

イ 縁線及び区分線 日本字の大きさの20分の1以上の太さ

(2) 警戒標識 12ミリメートル

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。